

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく保育所の設置認可並びに休止及び廃止の承認に関する基準となる事項並びに保育所の分園の設置に関する事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第35条第4項の規定による市長の認可を受けて設置される保育所をいう。
- (2) 夜間保育所 夜間保育を実施する保育所をいう。
- (3) 保育所等 保育所及び保育所以外の児童福祉施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同法第17条第1項の規定による市長の認可を受けて設置される幼保連携型認定こども園をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）及び家庭的保育事業等（法第34条の15第2項の規定による市長の認可を受けて設置される家庭的保育事業等をいう。）をいう。
- (4) 分園 本体となる保育所（以下「中心保育所」という。）と一体的な運営をすることを目的として中心保育所と近接して設置される小規模の保育施設をいう。
- (5) 社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された法人をいう。
- (6) 学校法人 私立学校の設置を目的として、私立学校法（昭和24年法律第270号）の定めるところにより設立された法人をいう。
- (7) 乳児 満1歳に満たない者をいう。

- (8) 幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (9) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (10) 特定地域型保育事業 支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (11) 支援事業計画 本市が支援法第61条第1項の規定により定める市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。
- (12) 小学校就学前子ども 支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (13) 2号認定子ども 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもをいう。
- (14) 3号認定子ども 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもをいう。

（設置認可の基本方針）

第3条 市長は、法、札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号。以下「条例」という。）及びこの要綱に定める保育所の認可に係る基準を満たす者について法第35条第4項の規定による認可を行うものとする。ただし、支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として法第35条第8項又は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号。以下「施行規則」という。）第37条の5で定める場合に該当すると認める場合は、認可しないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、保育所の認可を行うことができる。
- 3 市長は、支援事業計画に基づき整備をしようとする保育所にあつては、法第35条第4項の規定に基づく認可を行う前にあらかじめその整備計画に関する承認を行うことを原則とする。
- 4 前項に規定する承認に関する手続その他の必要事項は、別に定める。

（設置者）

第4条 保育所の設置者は、次に掲げる基準（当該者が社会福祉法人又は学校

法人にある場合にあっては、第4号及び第5号に掲げる基準に限る。)をいずれも満たす者でなければならない。

(1) 当該保育所を運営するために必要な経済的基礎があること。

(2) 当該保育所の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すると市長が認めること。

(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4) 法第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。

(5) 暴力団員の支配を受けていないこと。

2 前項第1号の保育所を運営するために必要な経済的基礎があるとは、次の第1号及び第2号並びに第4号に掲げる要件をいずれも満たすことをいう。また、当該保育所の設置者が他事業を行っている場合については第3号に掲げる要件も満たすこと。

(1) 原則として、当該設置者が、保育所の運営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、第11条に規定する不動産の貸与を受けるための要件に適合する場合は、本号に掲げる要件を満たすものとみなす。

(2) 当該設置者が、保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(3) 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該設置者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(4) 債務超過の状態にないこと。

3 第1項第3号の実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有するとは、次の第1号及び第2号のいずれにも該当するか、又は第3号に該当することをいう。

(1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる

者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(3) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

4 夜間保育所の設置者は、第1項から第3項までに規定する保育所の設置者としての資格を有する者であって、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものでなければならない。

5 分園の設置者は、第1項から第3項までに規定する保育所の設置者としての資格を有する者であって、中心保育所を設置経営するものでなければならない。

（設置位置）

第5条 保育所を設置する位置は、その事業開始年度における支援事業計画の内容を踏まえ、保育所を新たに設置することが必要と市長が認める行政区内になければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、保育所を設置しようとする者に対し、次に掲げる事項を特に考慮して保育所の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 既存の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の営業所との位置関係

(2) 用途地域が工業地域又は工業専用地域として指定された地域でないこと

3 市長は、保育所を設置しようとする者に対し、次に掲げる事項を考慮して保育所の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 保育所を設置しようとする行政区内において保育需要が特に高いと認められる地域

(2) 最寄りの公共交通機関（JR、地下鉄等をいう。）との位置関係その他

の通所の利便性

(3) 既存の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業との位置関係

(4) 既存の風営法第2条第1項に規定する風俗営業の営業所との位置関係

(5) その他保育所の位置をより適切なものとするために市長が必要と認める事項

4 分園を設置する位置は、第1項及び第2項に掲げる要件を満たし、かつ、中心保育所と近接する位置でなければならない。ただし、個別の状況から判断して、緊急時等に迅速な対応をとることができ、安全良好な管理及び運営が可能であると認められる場合はこの限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、中心保育所と同一の敷地内における分園の設置は認めない。

(施設の規模、構造等)

第6条 保育所として設置する施設の建物及び設備の規模、構造等の基準は、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令及び別表1「設備・面積基準」の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うものとする。

2 前項の規定は、分園の建物及び設備の規模、構造等の基準について準用する。ただし、調理室及び医務室については、中心保育所に必要な面積の室及び設備が設けられている場合においては、設けないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、分園において保育する児童を当該児童の成長に伴い中心保育所において保育することを前提として分園を設置しようとする場合においては、当該児童が中心保育所において使用することとなる保育室、屋外遊戯場その他の必要な設備が当該児童の計画数及び中心保育所の定員に応じて中心保育所において確保されている場合に限り、分園の設置を認めるものとする。

(職員)

第7条 保育所において職務に従事する職員は、条例に基づき配置されていなければならない。

2 前項の条例に基づき配置されているとは、札幌市私立認可保育所運営要綱

(平成20年3月26日子ども未来局長決裁)第12条から第15条に基づき配置されていることをいう。

3 前2項の規定は、分園において職務に従事する職員について準用する。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に掲げる要件に該当する場合において配置しないことができる。

(1) 嘱託医 中心保育所に配置されている場合

(2) 調理員 第6条第2項の規定により、当該分園に調理室を設けない場合
(定員規模)

第8条 保育所の定員は20人以上とする。

2 分園の定員は、原則として30人未満とする。ただし、中心保育所の規模、中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であると市長が認める場合には、30人以上とすることができる。

(入所児童)

第9条 保育所が受け入れる児童については、次の各号のいずれかに該当する児童を対象とする。

(1) 支援法第19条第1項に規定する認定を受けた児童のうち、2号認定子ども及び3号認定子ども

(2) 法第24条第6項の規定に基づき措置された子ども

2 前項第2号の規定にかかわらず、保育所は、市長が特に認める場合は、特定の年齢の児童のみを対象とすることができる。

3 第1項の規定は分園が受け入れる児童について準用する。ただし、規則性を設けて中心保育所の児童と分園の児童を明確に分けている場合にあっては、分園は、第1項に規定する児童のうち、特定の年齢の児童のみを対象とすることができる。この場合において、当該規則性は、児童の不利益とならないものとして市長が適当と認めるものでなければならない。

(保育所の設置に必要な土地及び建物の確保)

第10条 保育所の設置者は、保育所の設置に必要なすべての土地及び建物について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。ただし、次条各号に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り、国及び地方公共団体以外の者から保育所の用

に供する土地及び建物（既に第1種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人以外の社会福祉法人にあっては、土地に限る。）について貸与を受けることができるものとする。

（不動産の貸与を受けるための要件）

第11条 保育所の設置者が保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受けて保育所を設置する場合は、次に掲げる要件（国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあっては、第3号から第5号までに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合しなければならない。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、前号に規定する財源とは別途、当面の支払いに充てるための次に掲げる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ア 1年間の賃借料に相当する額

イ 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に

運営可能と市長が認めた額（地上権・賃借権の登記等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が行えると市長が認める場合にあっては、1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の2分の1を目途とする範囲内で市長が必要と認める額）

(5) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（設置認可の手続）

第12条 法第35条第4項の規定による保育所の設置の認可を受けようとする者は、様式1「児童福祉施設（保育所）設置認可申請書」に別表2「設置認可及び確認に関する書類」に掲げるものを添付し、市長へ提出するものとする。

（設置の認可等）

第13条 市長は、前条に基づき申請された保育所の設置認可に関して、審査のうえ当該施設の設置を認可する場合は様式2「児童福祉施設（保育所）設置認可通知書」を、認可しない場合は様式3「児童福祉施設（保育所）設置却下通知書」を申請者あて送付する。この場合において、社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、次に掲げる条件を付すこととし、様式2「児童福祉施設（保育所）設置認可通知書」に当該条件を記載する。

(1) 条例に基づく保育所の設備及び運営に関する基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、別紙1の積立金・積立資産明細書を作成

すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(5) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を営む事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 保育所を営む事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計における会計処理を行っている者については、保育所を営む事業に係る前会計年度末における別紙1の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

(6) 市長は、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期限を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがある。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うことがある。

（廃止・休止に関する協議等）

第14条 保育所の廃止又は休止（原則として1年を超えない期間運営を停止することをいう。以下同じ。）については、保育所の公共性から保育事業に

多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとするときは、相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

2 建物等について国庫又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第15条 法第35条第12項の規定による保育所の廃止又は休止の承認の申請を行おうとする者は、前条に定める協議後、様式4「児童福祉施設（保育所）廃止承認申請書」又は様式5「児童福祉施設（保育所）休止承認申請書」に別表3「廃止又は休止に関する書類」に掲げるものを添付して、市長へ提出するものとする。この場合において、市長は所属職員にその保育所について実地調査を行わせて、申請内容の事実確認を行うものとする。

(廃止又は休止の要件)

第16条 市長は、前条に定めるところにより、保育所の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入所を要する児童の数から、施設の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とするときは当該承認等を得られる見込みがあること。

(4) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあっては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。

(5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。

(6) 廃止について社会福祉法人理事会の議決その他法人の定款に定める所定の手続を経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続を経ていること）及び定款の変更又は社会福祉法人の解散について所轄庁の承認又は認可を得られる見込みがあると認められること（社会福祉法人以外の者であつて、廃止に伴い必要となる手続について所轄庁等の承認等を必要とするときは当該承認等が得られる見込みがあること。）。

(7) その他当該保育所の廃止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、保育所の休止の申請があつたときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款に定める所定の手続を経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じる手続を経ていること。）。

(4) その他当該保育所の休止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

3 前2項の規定は、分園の廃止又は休止に係る届出がされた場合について準用する。

（廃止・休止の承認等）

第17条 市長は、第15条に定めるところにより申請された保育所の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査のうえ当該施設の廃止を承認する場合は様式6「児童福祉施設（保育所）廃止承認通知書」、休止を承認する場合は様式7「児童福祉施設（保育所）休止承認通知書」を、廃止を承認しない場合は様式8「児童福祉施設（保育所）廃止不承認通知書」、休止を承認しない場合は様式9「児童福祉施設（保育所）休止不承認通知書」を申請者

あて送付する。

第17条の2 前条の定めるところにより休止が承認された保育所を再開しようとする者は、様式10「児童福祉施設（保育所）再開届出書」の他、別途支援制度担当部長が指定する書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

（標準処理期間）

第18条 保育所の設置認可に関する標準処理期間は、第12条の規定による設置認可の申請があった日からおおむね3か月以内とする。

2 保育所の廃止及び休止の承認に関する標準処理期間は、第15条の規定による廃止又は休止の承認に関する申請があった日からおおむね2か月以内とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者に対しては、社会福祉法人とするか、又は第14条第1号から第4号までに掲げる事項を順守し、及び別表2に掲げる基準等を満たすよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月14日から施行し、平成23年4月2日以降を事業の開始予定日とする認可保育所について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月6日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の際現に子ども未来局子育て支援部長から整備計画の承認に係る通知がされている保育所であって、この要綱による改正後の札幌市民間保育所設置認可等要綱別表1屋外遊戯場の項により定める屋外遊戯場の面積を確保することができない保育所として市長が認めるものに対する同項の適用については、同項中「90%」とあるのは「72%」とする。

附 則

この要綱は、平成25年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行する。

別表 1 「設備・面積基準」

室名	設置・面積基準
乳児室	ほふくしない2歳未満児（乳児及び満2歳に満たない幼児をいう。以下同じ。）1人につき3.3㎡以上
ほふく室	ほふくする2歳未満児1人につき3.3㎡以上
保育室 又は 遊戯室	2歳以上児（満2歳以上の幼児をいう。以下同じ。）1人につき1.98㎡以上
	各室の部屋割りは効率的に配置すること。
調理室	定員に応じた面積を確保し、必要な設備を設置すること。
調乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保するよう努めること。 ・乳児室及びほふく室に近接して配置するよう努めること。 ・調乳業務を調理室で行う場合には必要ない。
沐浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保するよう努めること。 ・2歳未満児が使用可能な沐浴設備（乳児バス等）を設置するよう努めること。 ・2歳未満児が使用可能な便器を設置するよう努めること（便所が近接している場合を除く。）。 ・乳児室及びほふく室に近接して配置するよう努めること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・全年齢：各階の定員に見合う面積を確保し、設備（幼児用便器等）を設置すること。 ・車いすを使用している者が円滑に利用できる便所の設置又は利用するために必要な人的対応がとれる形態にすること。
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・全年齢：静養できる設備を設置すること（事務室内に静養できるスペース及び設備を設置することでも可とする。）。
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上

注1 別表1に掲げる設備は、当該保育所の利用定員数の乳児及び幼児が入所することとして設置しなければならない。

この場合において、乳児はほふくしない2歳未満児であるとみなし、満2歳に満たない幼児はほふくする2歳未満児であるとみなし、及び屋外遊戯場は満2歳に満たない幼児及び2歳以上児が使用することとみなして設置するものとする。

注2 保育所に設ける屋外遊戯場については、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）により代えることができる。

- (1) 当該保育所の敷地内の地上又は屋上に本表に定める面積を有する屋外遊戯場を設置することが困難であると市長が特に認めること。
- (2) 屋外遊戯場に代えようとする都市公園が本表に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該保育所からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。

別表 2 「設置認可及び確認に関する書類」

特定教育・保育施設確認申請書
特定教育・保育施設確認申請書付表
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
最低基準調書
各室面積表
施設の配置図・位置図及び平面図
屋内外設備の状況確認書
土地・建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
賃貸借契約書 ※土地・建物を賃貸する場合のみ
建築基準法適合証明書 ※用途変更不要の場合のみ
建築基準法の規定による検査済証及び確認済証
消防用設備等検査済証
施設内外の写真
避難設備、転落防止用設備の写真 ※保育室等を2階以上に設置する場合のみ
揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 ※改修等工事を行う場合のみ
職員一覧表
職員状況一覧表
施設長就任承諾書
施設長の履歴書
施設長の資格を有することの証明書 ※設置者が社会福祉法人、学校法人以外の 場合のみ
職員の履歴書
嘱託医、嘱託歯科医との嘱託契約書
職員の資格証
職員の勤務体制表
運営規程
給食の提供に関する調書

利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
収支予算書
預金残高証明書 ※設置者が社会福祉法人、学校法人以外の場合のみ
直近3年間の決算書 ※設置者が社会福祉法人、学校法人以外の場合のみ
法人登記簿謄本
定款又は寄附行為
法人代表者の履歴書
役員一覧表
誓約書
施設型給付費の請求について
パンフレット又は入園案内
運営委員会規約 ※運営委員会を設置する場合のみ
運営委員一覧表 ※運営委員会を設置する場合のみ
運営委員就任承諾書 ※運営委員会を設置する場合のみ
運営委員の履歴書 ※運営委員会を設置する場合のみ

※上記のうち市が指定する書類を提出すること。また、上記以外の書類の提出を指示した場合はそれに従うこと。

別表3 「廃止又は休止に関する書類」

廃止又は休止につき、法人が定めた手続きを経ていることの挙証書類（理事会議事録等）
財産処分の具体的方法が記された書類

様式 1

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地

団体名

代表者名

印

(設立代表者)

児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

児童福祉法第 35 条第 4 項の規定に基づき児童福祉施設（保育所）を設置したいので、児童福祉法施行規則第 37 条第 2 項の規定により認可を申請いたします。

- 1 名称及び位置
- 2 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 3 運営規程
- 4 経営の責任者及び福祉の実務にあたる幹部職員氏名及び経歴
- 5 収支予算書
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 設置する者の履歴及び資産状況
- 8 定款その他の規約
- 9 その他必要と認められる事項

様式 2

札 第 号
年 月 日

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

札幌市長

児童福祉施設（保育所）設置認可通知書

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇保育園（所）」については、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり認可するので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 定員
- 4 児童受託区分
- 5 認可年月日
- 6 適用する保育単価
- 7 その他

様式 3

札 第 号
年 月 日

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

札幌市長

児童福祉施設（保育所）設置却下通知書

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇保育園（所）」については、下記により認可しませんので通知します。

記

- 1 認可しない理由等
- 2 その他必要事項

様式 4

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地

団体名

代表者名

印

(設立代表者)

児童福祉施設（保育所）廃止承認申請書

児童福祉法第 35 条第 12 項の規定に基づき児童福祉施設（保育所）を廃止したいので、児童福祉法施行規則第 38 条第 2 項の規定により承認を申請いたします。

- 1 名称及び所在地
- 2 廃止の理由
- 3 通所している者の処置
- 4 廃止予定期日
- 5 財産の処分
- 6 その他必要と認められる事項

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地

団体名

代表者名

印

(設立代表者)

児童福祉施設（保育所）休止承認申請書

児童福祉法第 35 条第 12 項の規定に基づき児童福祉施設（保育所）を休止したいので、児童福祉法施行規則第 38 条第 2 項の規定により承認を申請いたします。

- 1 名称及び所在地
- 2 休止の理由
- 3 通所している者の処置
- 4 休止予定期間
- 5 その他必要と認められる事項

様式 6

札 第 号
年 月 日

(所 在 地)

(団 体 名)

(代表者名) 様

札幌市長

児童福祉施設（保育所）廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇保育園（所）」に係る施設廃止については、下記のとおり承認するので通知します。

記

- 1 廃止予定年月日
- 2 その他必要事項

様式7

札 第 号
年 月 日

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

札幌市長

児童福祉施設（保育所）休止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇保育園（所）」に係る施設休止については、下記のとおり承認するので通知します。

記

- 1 休止予定期間
- 2 その他必要事項

様式 8

札 第 号
年 月 日

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

札幌市長

児童福祉施設（保育所）廃止不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇保育園（所）」に係る施設廃止については、下記により承認しないので通知します。

記

- 1 承認しない理由等
- 2 その他必要事項

様式 9

札 第 号
年 月 日

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

札幌市長

児童福祉施設（保育所）休止不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました児童福祉施設（保育所）「〇〇保育園（所）」に係る施設休止については、下記により承認しないので通知します。

記

- 1 承認しない理由等
- 2 その他必要事項

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地

団体名

代表者名

印

(設立代表者)

児童福祉施設（保育所）再開届出書

児童福祉法第 35 条第 12 項の規定に基づき休止した児童福祉施設（保育所）を再開したいので、届出いたします。

- 1 名称及び所在地
- 2 再開の理由
- 3 再開（予定）日
- 4 その他必要と認められる事項

別紙 1

積立金・積立資産明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区分 _____

(単位：円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適用
合計					

(単位：円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適用
合計					

